子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第6回)

平成23年1月24日

資料2

参考資料(案)

平成23年1月24日 第6回 幼保一体化ワーキングチーム資料

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16~ 17年度

平成18~20年度

平成21年度

中央教育審議会 答申

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で 行われる教育も含む幼児 が生活するすべての場に おいて行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園 等施設の三者による総合 的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を 踏まえた幼児教育の充実 (幼小の連携・接続)

中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議

(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と 次世代育成支援の観点 から検討
- 親の就労事情等にかかわ らず、幼児教育・保育の 機会を提供することが 基本
- ・加えて、子育て家庭への 相談、助言、支援や、 親子の交流の場を提供 することが重要

教育基本法の改正 (平成18年12月)

における人格形成の基礎を 学校として、幼稚園を最 培う重要なものであること 初に規定 を新たに規定

(保育所等における教育を含む) ・幼稚園から大学までの体系

的・組織的教育の確保

認定こども園

学校教育法の改正

(平成19年6月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯・子どもが最初に入学する
 - ・幼稚園は義務教育及びその 連携・支援 後の教育の基礎を培うもの(保育所保育指針も幼稚園 であることを明確化
 - ・家庭及び地域の幼児教育 支援に関する規定を新設

幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

・幼稚園教育と小学校教育 との連携・接続

- ・家庭・地域との連続性、
- 教育要領と整合性を図り、 改訂)

認定こども園制度の 在り方に関する検討会

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、 今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に 検討を行う旨が規定されている が、保育制度改革に係る検討に あわせて必要な見直しを実施

制度の創設 (平成18年10月)

親の就労にかかわらず、 すべての子どもに質の高い 幼児教育、保育、子育で 支援を総合的に提供

社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置

(平成19年12月~)

第1次報告

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に 対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

これまでの議論の整理

(平成21年12月)

- ・ 育児休業 ~ 保育 ~ 放課後対策へ の切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

・保育所の待機児童を一刻も 早く解消するため、既存の 社会資源を最大限に有効活 用することなどにより、サ ービスを拡充するとともに、 すべての子どもがどこに 生まれても質の確保された 幼児教育や保育が受けられ るよう、幼児教育、保育の 総合的な提供(幼保一体化 を含めて、子どもや子育て 家庭の視点に立った制度 改革を進めます。

子ども・子育て新システ ムの基本制度案要綱

(平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こど も園の垣根を取り払い新た な指針に基づき、幼児教育 と保育をともに提供するこ ども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)につい ては、「幼保一体給付く 仮称)」の対象。
- 幼稚園教育要領と保育所保 育指針を統合し、新たな指 針(こども指針(仮称)) を創設。
- 資格の共通化を始めとした 機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。

次世代育成支援改革

幼児教育の振興

市町村新システム事業計画(仮称)の策定(イメージ図)

)目的

・全国どの地域においても、地域の実情に応じて、計画的に、幼児教育・保育及び家庭に おける養育の支援等を漏れな〈提供する。

) 具体的な内容

- · 市町村は、幼児教育·保育に関する地域の需要やその提供体制など、子ども·子育て支援に関するニーズ等を調査·把握する。
- · 市町村は、ニーズ調査等に基づき、幼児教育·保育に関する目標等を含む市町村における子ども·子育て支援に関する5年程度の計画(市町村新システム事業計画(仮称))を 策定する。
- · 市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、幼児教育·保育を含む市町村 における子ども·子育て支援の提供体制を計画的に整備する。

市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

目標値の設定

日常生活圏域の設定

需要の見込み

- ・ 幼児教育の需要
- 保育の需要
- ・ 地域子育て支援の需要 等

見込量の確保のための方策

- ・ こども園(仮称)
- ・ 多様な保育サービス
- ・ 地域の子育て支援事業 等

5年ごとに計画を策定

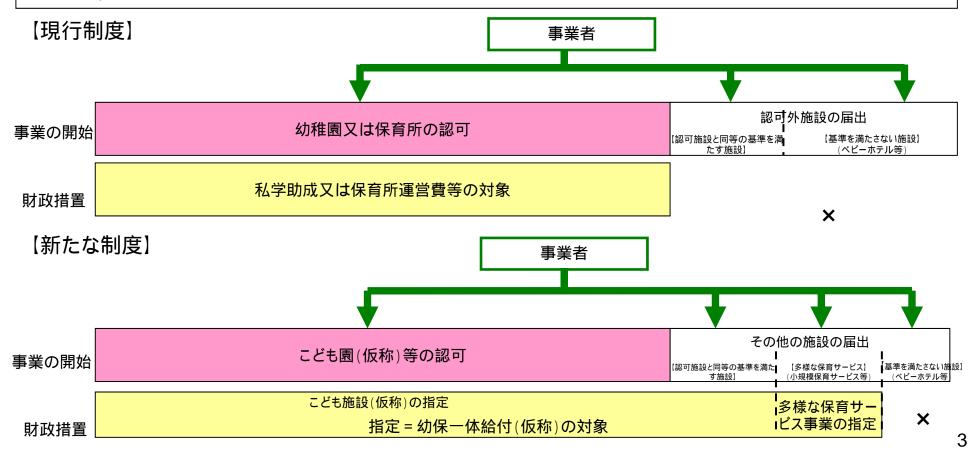
指定制度の導入

新システムにおいて、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、同じ財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象とする。

また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付(仮称)の対象とする。

なお、学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置を講ずる。

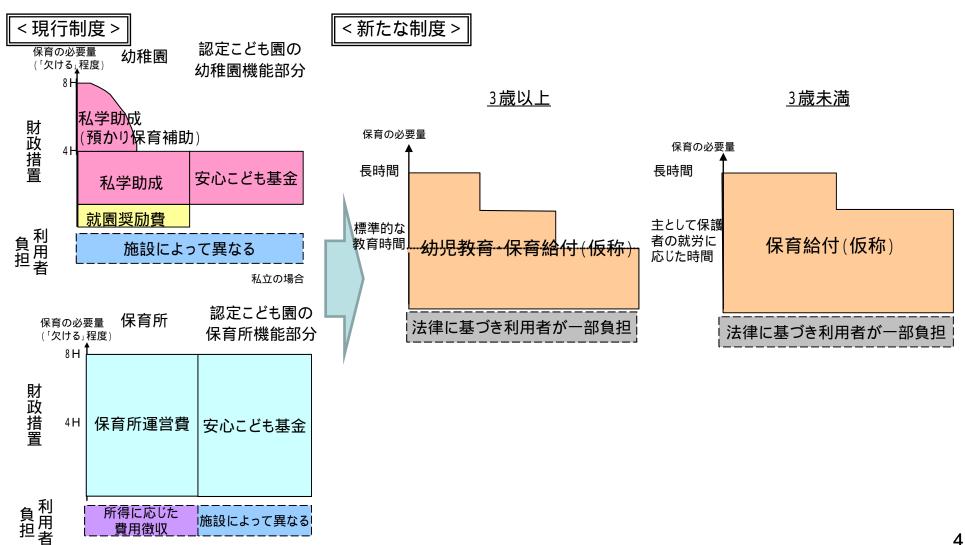
上記のほか、現在、幼稚園及び保育所に講じられている事業に着目した税制上の優遇措置については、こども園(仮称)についても講ずる。



幼保―体給付(仮称)の創設

幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教 育·保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



新たな制度における契約方式

幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、 法定代理受領の仕組みとする。

例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

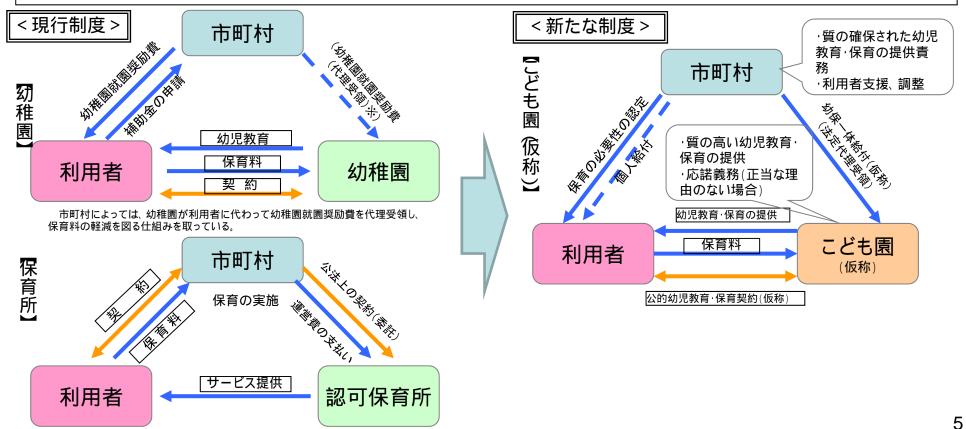
契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護 者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。

例えば、以下の関与が考えられる。a)保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあっせんする。b)ひとり親家庭の子ども、虐待事例の 子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあっせんする。 c) 契約による利用が著し〈困難な場合には、市町 村による措置による利用の仕組みを検討する 等

公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望 者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める。

建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスチャンの優先など。

入園できなかった子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。



新たな制度における価格設定のイメージ

	<u> </u>			<u> 度 </u>
幼稚園(A) (支出)	幼稚園(B) (支出)	【 保育所 · (支出) 【	X施設 (収入)	Y施設 (収入)
課外活動 にかかる経費等 事業費 ・冷暖房費、教材費、 食材費	課外活動		上乗せ徴収 (入学金+保育料等) 実費徴収	実費徴収
	にかかる経費等	課外活動に かかる経費等 ・	天貝14X4X (低所得者に対する補足的な 給付を行う)	天 貝 1434X (低所得者に対する補足的な 給付を行う)
	事業費 於暖房費、教材費、 食材費	事業費 ・ 冷暖房費、教材費、 食材費		
人件費	人件費	人件費 	幼児教育· 保育給付 (仮称)	幼児教育· 保育給付 (仮称)
管理費 ·光熱費	管理費 ·光熱費	管理費	法律に基づき 利用者が 一部負担	法律に基づき 利用者が 一部負担
施設整備 費等 通常の施設 ·大型遊具等	施設整備 費等 ・通常の施設 ・大型遊具等	施設整備 費等 ・通常の施設 ・大型遊具等	(低所得者には 一定の配慮) 施設の 減価償却費	(低所得者には 一定の配慮) 施設の 減価償却費
		i I	施設が説明責任を果たすこ (上乗せの理由について情報 上限設定はしない。	

職員体制の強化

ア 職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ

こども園(仮称)における幼児教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準(学級編制基準)の引上げを検討。

(参考1) こども園(長時間利用[現行の保育所利用に相当])

指定都市・中核市における職員配置の上乗せ措置の状況は、以下のとおり。

(ケース1) (ケース2)

職員配置基準 1・2歳児 6:1 4:1 又は 5:1 3歳児 20:1 15:1 又は 20:1

4・5歳児 30:1 20:1 又は 25:1

(参考2) こども園(短時間利用「現行の幼稚園利用に相当1)

小学校1年生における学級編制基準の見直し(40人 35人[H23年度から]) やこども園(長時間利用)の4・5歳児の上乗せの状況から、以下のケースが考えられる。

1学級当たり 35人 25人(ケース1)又は30人(ケース2)

(参考3) こども園(長時間利用[現行の保育所利用に相当]

保育所では、児童・家族に直接関わらない業務(勤務表等の作成、施設維持管理や安全 点検等)についても相当程度、直接処遇職員である保育士が担っており、研修の機会等 が限られている現状。

介護保険のデイサービスでは、事務職員の費用が報酬上含まれているが、保育所の運営費には、事務職員の費用は含まれていない。

以上を踏まえると、以下のケースが考えられる。

(ケース1) 事務職員を新たに配置

(ケース2) 主任保育士の代替職員(保育士)を配置

負担軽減により、日々の児童記録の作成、園内研修、園外研修等の時間に充てることが可能

イ 看護師の配置

こども園(仮称)における体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理 の充実を図るため、看護師の配置を検討。

こども園(仮称)における体調不良児対応を図るため「子ども・子育てビジョン」では、全施設で体調不良児対応に取り組むことが平成26年度までの数値目標として掲げられている。

職員の処遇改善

他の産業に比べて低い賃金を改善し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

(参考)職員の平均給与月額

	25~29歳	30~34歳
保育士	約26万円	約27万円
幼稚園教諭	約27万円	約29万円
全産業平均	約33万円	約39万円

(参照)平成21年賃金構造基本調査結果

平均給与月額は、賞与その他特別給与額を含んだ年間給与額を基に算出。 職種別・年齢区分別データにおいて幼稚園教諭は女性のみのデータであることから、上記対象職種においても女性の数値を使用している。

減価償却費の導入

イコールフッティングの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

次世代育成支援のための実態調査()によると、

・ 1施設あたりの減価償却費は、408万円/年

(過去3か年平均。施設整備費以外の費用も含む。)

保育所 1 カ所あたり平均定員 9 0 人をもとに児童一人当たりの費用を試算すると、約3800円/月 次世代育成支援のための実態調査(H21年度: 凸版印刷)

緊急的に基盤整備(幼稚園がこども園(仮称)となる場合の調理室の設置等)が必要となる場合等について、施設整備費としての補助を行うことを検討。

給付率の改善

現行の給付率は、保育所が6割、幼稚園が5割となっており、他の社会保障制度に比べて給付率が低く設定されている。

給付率の改善が検討課題。

第7回基本制度ワーキングチーム(12月15日)の資料3「費用推計」(量的拡充)に基づき、給付率の改善を行った場合の追加費用を機械的に試算。

(1) こども園(仮称)(長時間利用[現行の保育所利用に相当])

現行の給付率(6割)から1割引き上げた場合 + 約2400億円

一(25,29年度)

(参考)	25年度	29年度	
給付額 (量的拡充)	12,900億円	15,100億円	

(2) こども園(仮称)(短時間利用[現行の幼稚園利用に相当])

現行の給付率(5割)から1割引き上げた場合 +700億円 (25.29年度)

(参考)	25年度	29年度	
給付額	3,500億円	3,300億円	

こども園(仮称)の創設

新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

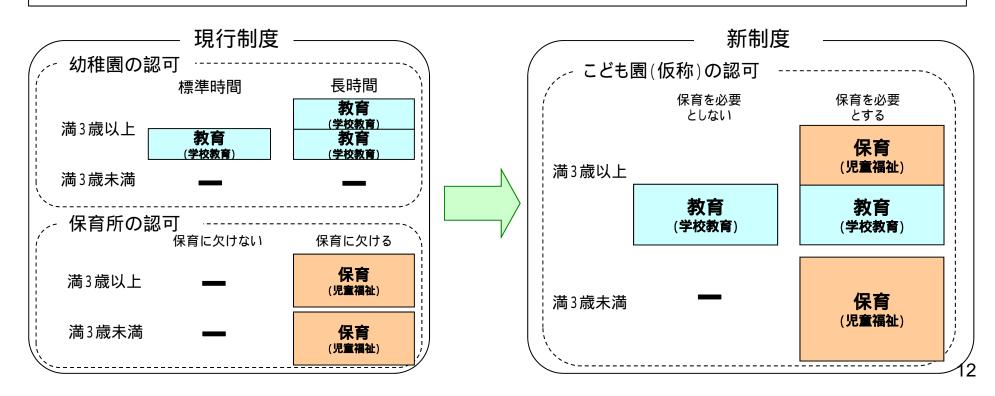
「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、 満3歳以上の子どもの受入れを義務付けることとする。

- ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。 また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
- イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。

なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等 により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。

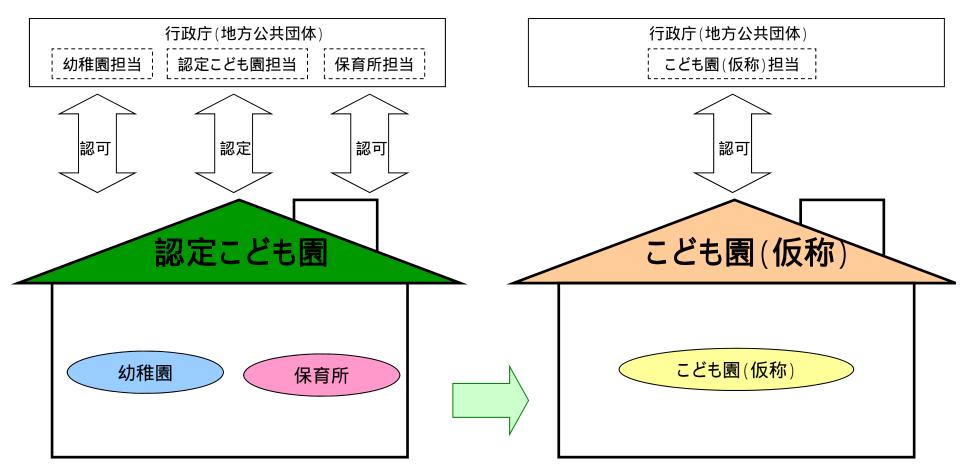
例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。



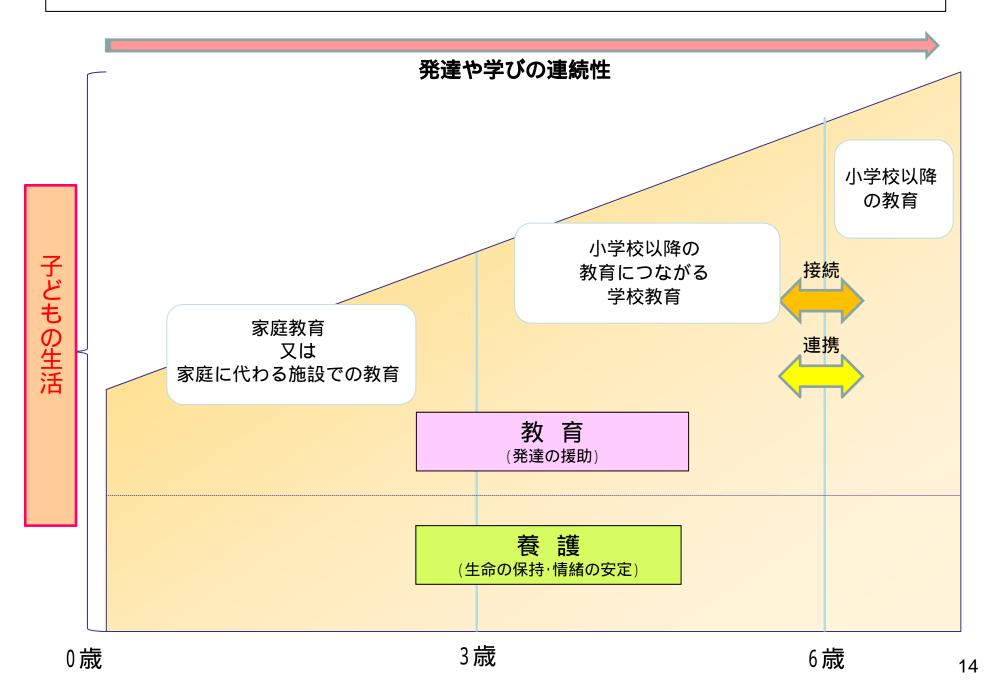
こども園(仮称)の創設 ~二重行政の解消~

現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。

こども園制度(仮称)においては、こども園(仮称)の認可に一本化される。



こども指針(仮称)上の取扱い案(イメージ図)



幼保一体化の進め方(イメージ)

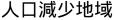
- · 国においては、幼保一体化を含む子ども·子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ <u>市町村においては、</u>国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、<u>地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所 等を計画的に整備する。</u>

3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども 園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教 育・保育の提供体制の整備を行う。
- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、 市町村の計画に基づき、既存施設のこども園 (仮称)への移行を推進する。





・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

幼保一体化の進め方(イメージ)

子ども・子育てに関する需要 幼児教育の需要 保育の需要 例 満3歳以上の子どもを 例 満3歳未満の子どもを 例 満3歳以上の子どもを持つ共働き家庭 等 持つ片働き家庭 等 持つ共働き家庭 等 需要の調査|把握 市町村新システム事業計画(仮称) 計画的な整備 指定 = 幼保一体給付(仮称)の対象 財政措置 こども園(仮称) 保育所 1 多様な保育サービス 2 幼稚園 1 3歳以上児を対象としない現在のいわ

ゆる乳児保育所のような保育所。

2 例えば、保育ママ等